

平成28年12月定例会提出案件

【12月22日提出】

[条 例…2件]

市議案第116号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の設定について

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号。平成28年12月2日公布）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休暇の取得期間の改正及び介護時間を新設するもの

(1) 介護休暇の取得期間の改正（第26条関係）

（現 行）	（改 正 案）
連続する6月の期間内に おいて必要と認められる 期間	3回を超えず、かつ、通 算して6月を超えない範 囲内で指定する期間

(2) 介護時間の新設（第26条の2関係）

① 取得要件

要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき

② 取得できる期間及び時間

連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

<参考>

要介護者

配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者

(3) 附則措置

① 施行日 平成29年1月1日

② 経過措置

(1)については、施行日に介護休暇の初日から起算して6月を経過しない者についても、施行日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

市議案第117号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号。平成28年12月2日公布）による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等に係る子の範囲に含める者を定めるとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するもの

(1) 育児休業等に係る子の範囲に含める者（第2条の2関係）

改正前	改正後	法律上の親子関係
子（実子及び養子）	子（実子及び養子）	○
	特別養子縁組の監護期間中の子	×
	養子縁組を希望している里親に養育を委託されている子	×
	<u>児童の親の意に反するため養子縁組ができない里親に養育を委託されている子</u>	×

※ 下線部分は条例による者、その他は法律による者

(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和（第2条関係）

（現 行）	（改 正 案）
養育する子が2歳に達する日までに、任期が満了することが明らかでない非常勤職員	養育する子が1歳6か月に達する日までに、任期が満了することが明らかでない非常勤職員

(3) 施行日 平成29年1月1日

[議案外提出…2件]

- 1 損害賠償の額の決定等における市長の専決事項に関する件の報告について（平成28年12月5日専決、平成28年12月6日専決）
- 2 専決処分の報告について（平成28年12月5日専決）

専決第3号 建物明渡等請求訴訟の提起について

市営住宅の明渡請求に応じない者に対する建物明渡等請求について訴訟を提起するもの

- (1) 被 告 市営住宅の明渡請求に応じない者 計6人
- (2) 事 件 名 建物明渡等請求事件
- (3) 請求の趣旨
 - ・ 建物の明渡しを求める。
 - ・ 市営住宅滞納家賃等の支払いを求める。
 - ・ 建物賃貸借契約終了の日の翌日から建物明渡済に至るまでの家賃相当損害金の支払いを求める。
 - ・ 訴訟費用は被告の負担とする。